

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

急速に進展する少子高齢社会を見据え、これまで本県が取り組んできた、地域・住民が守り育てる「医療福祉」の一層の推進に向けて、在宅医療や在宅介護の仕組みづくりおよびそれを担う人材の確保や養成の取組を強化し、今後の本県における必要な医療供給体制づくりに対応するとともに、認知症の早期発見のための医療体制の充実や総合的ながん対策等を強力に推進するため、滋賀県部等設置条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改めることとします。(第 1 条、第 3 条関係)
- (2) その他

- ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
- ウ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県部等設置条例新旧対照表

旧	新
(部等の設置)	(部等の設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事直轄組織および次の部を置く。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事直轄組織および次の部を置く。
総合政策部	総合政策部
総務部	総務部
琵琶湖環境部	琵琶湖環境部
<u>健康福祉部</u>	<u>健康医療福祉部</u>
商工観光労働部	商工観光労働部
農政水産部	農政水産部
土木交通部	土木交通部
第2条 省略	第2条 省略
(部の分掌事務)	(部の分掌事務)
第3条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。	第3条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)から(3) 省略	(1)から(3) 省略
(4) <u>健康福祉部</u>	(4) <u>健康医療福祉部</u>
ア～エ 省略	ア～エ 省略
以下省略	以下省略

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧					新				
第1条～第5条 省略					第1条～第5条 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県健康福祉部	知事の諮問に応じて健康福祉部の所管に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査が終了するまでの期間	滋賀県健康医療福祉部	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査が終了するまでの期間
以下省略					以下省略				

滋賀県社会福祉審議会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第8条 省略 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第8条 省略 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 (庶務) 第4条 不服審査会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第3条 省略 (庶務) 第4条 不服審査会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県障害者施策推進協議会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (庶務) 第5条 協議会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第4条 省略 (庶務) 第5条 協議会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県薬事審議会設置条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第7条 省略	第1条～第7条 省略
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第8条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県精神保健福祉審議会設置条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第5条 省略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第5条 省略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県生活衛生適正化審議会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県環境審議会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
第1条～第8条 省略 (庶務) 第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、滋賀県 <u>健康福祉部</u> において処理する。	第1条～第8条 省略 (庶務) 第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、滋賀県 <u>健康医療福祉部</u> において処理する。
以下省略	以下省略

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第10条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第10条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第11条 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県健康福祉部 指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。	第11条第1項および第2項 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県健康医療福 祉部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。
以下省略	以下省略

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第6条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第6条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第7条第1項および第2項 省略	第7条 第1項および第2項 省略
3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ <u>滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならぬ。	3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ <u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならぬ。
以下省略	以下省略

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第9条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が子どもの国の効用を最大限に發揮させるものであること。 (3) 事業計画の内容が子どもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。	第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が子どもの国の効用を最大限に發揮させるものであること。 (3) 事業計画の内容が子どもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならぬ。
以下省略	以下省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第10条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が福祉センターの効用を最大限に發揮させるものであること。 (3) 事業計画の内容が福祉センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。	第1条～第10条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が福祉センターの効用を最大限に發揮させるものであること。 (3) 事業計画の内容が福祉センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。
以下省略	以下省略

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画の内容がむれやま荘の効用を最大限に発揮させるものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容がむれやま荘の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、<u>あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画の内容がむれやま荘の効用を最大限に発揮させるものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容がむれやま荘の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、<u>あらかじめ滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第5条 省略 (指定管理者の指定の手続)	第1条～第5条 省略 (指定管理者の指定の手続)
第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。	第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。
2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が視覚障害者センターの効用を最大限に發揮させることであること。 (3) 事業計画の内容が視覚障害者センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。	2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が視覚障害者センターの効用を最大限に發揮させることであること。 (3) 事業計画の内容が視覚障害者センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。	3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。
以下省略	以下省略

滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第5条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が聴覚障害者センターの効用を最大限に發揮させることであること。 (3) 事業計画の内容が聴覚障害者センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。	第1条～第4条 省略 (指定管理者の指定の手続) 第5条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。 (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画の内容が聴覚障害者センターの効用を最大限に發揮させることであること。 (3) 事業計画の内容が聴覚障害者センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ <u>滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会</u> の意見を聴かなければならない。
以下省略	以下省略